

神奈川県死因究明等推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 死因究明等推進計画（平成26年6月13日閣議決定）に基づき、県内の死因究明等に関する施策等の推進及び検討を目的として、神奈川県死因究明等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 死因究明等の施策の推進に関すること
- (2) 検案・解剖の実施体制の整備に関すること
- (3) その他、死因究明等の推進に必要な事項

(委員)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから選定した委員14人以内で構成し、委員は神奈川県健康医療局保健医療部長が選任する。

- (1) 医療関係団体の代表者
- (2) 死因究明に関する専門の知識を有する者
- (3) 捜査関係機関の代表者
- (4) 法制度に関する専門の知識を有する者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。